



令和5年1月  
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年1月26日(木) 午後13時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 17番 齊藤 正人 委員  
議席番号 2番 高橋 政宏 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	大変お疲れ様です。ただいまより1月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長挨拶。松永会長お願いいたします。
会長	<p>それでは、あらためまして明けましておめでとうございます。今年も一年よろしくお願いいたします。10年に1度の寒波ということで、昨日一昨日と雪が荒れまくったわけですが、足元の悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。雪も不足気味でしたが、雪まつりまたは夏の水不足も多少は改善されるのではないかと考えております。農業会議からの会議の報告ですが、12月に農業者年金の推進にご協力いただきまして、2名の新規加入をいただき、そのうち一人については若い女性ということで三目標をすべてクリアしたということです。目標は目標でございますが、まだ加入できる方がおられます。お渡ししてある名簿に基づいてまた推進をお願いしたいと思います。加入していただくのなら一日も早く加入していただいた方が本人にも有利になりますので、よろしくお願いいたします。今国会が始まっておりますが、12月23日に当初予算が閣議決定されたということです。農業委員会関係だけお繋ぎいたします。機構集積支援事業については、27億5千7百万円で前年度より2億3千万円の減額ということです。減った理由は農業委員会サポートシステム関係で、データベースの開発経費、ネットワーク開発経費が令和4年度で終了するため減額になったというわけです。農業委員会交付金については、47億1千8百万円で前年同額です。これは長年同額できています。それから、農地利用最適化交付金については、51億円で前年同額です。最適化推進委員を中心とした最適化活動を支援するための報酬です。これは上乗せ条例が条件でありましたが、今後は条例がなくても交付ができるようになったようです。それから地域計画策定緊急対策事業。これは義務化され新規ということで7億9千9百万円です。目標地区の作成の取り組みを支援する農業委員会推進事業を盛り込まれたことで、地図の印刷費や常勤非常勤職員の人件費、意向調査等の業務委託にかかる経費が対象になったということです。いずれにしても、今年も色々と国の方から農業委員会活動に対して注文を付けられるかと思いますが、その都度対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局より経過報告をお願いします。
事務局	<b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b>
議長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	全員出席です。
議長	議事録署名委員の指名を行います。



<p>議 長</p>	<p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。                  それでは、議席番号17番 齊藤委員さん、2番 高橋委員さんをお願いいたします。                  これより、農地議案審議に入ります。                  議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」                  事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は3件です。                  議案第1号について、受付番号54番から55番は所有権の移転に関する件 受付番号56番は貸借権設定です。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号54番～55番                  貸借権設定 受付番号56番                  議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました                  それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。                  54番の補足説明をお願いします。</p>
<p>9 番</p>	<p>耕作ができなくなり、耕作してもらいたいということで、家も近いので特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>55番の補足説明をお願いします。</p>
<p>5 番</p>	<p>住宅を取得するにあたり周りの土地も取得するというので、農地もしっかり管理をしていくとのこと。5条議案の17番については、家のすぐ横に以前は農機具置き場になっていたところらしいです。駐車場に利用したいということで、特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>56番の補足説明をお願いします。</p>
<p>18番</p>	<p>農地相談の際に、譲渡人の〇〇さんが午後相談に来たのですが、午前中に譲受人の〇〇さんが来て、どこかに農地がないかという相談でした。〇〇さんが〇〇さんから農地を譲ってもらえるか貸してもらえるかなど、うまくまとまった事案でした。そのあと雪が降る前に3者で現地を確認しました。先ほど削除させていただいた2筆ですが、法面だったり山林だったので、貸借しないという話になりましたが、そのまま申請書に書いてしまったそうです。〇〇さんはなかなかまとまった土地を借りることがで</p>



	<p>きず都合が悪かったのですが、今回まとまった農地を借りることができ場所もいいところだと言っていたので、間違いなく耕作してくれると思います。〇〇さんは移住されてから一生懸命やっています。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地相談でうまくマッチングできた初めての事例のような気がします。</p>
	<p>それでは推進委員の皆さまにお聞きします。全体を含めてご意見がございましたらお願いします。他ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>5 6 番の、法面の場所ですが、これは〇〇さんが管理するというのでよろしいですか。</p>
<p>1 8 番</p>	<p>ほとんど管理していない状態です。道路が3 mくらい高い所にできましてその法面です。草刈りしたところでどうなるという場所ではなく、〇〇さんも高齢なので法面の管理はできないと思いますが、〇〇さんができる範囲でやるという話です。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>どんな場所であろうと、所有者が管理の責任を負うので、そのへんがあやふやかなと思います。</p>
<p>1 8 番</p>	<p>地形的にかなり傾斜です。細長く残っているような場所ですがなんとか草刈りはできます。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>〇〇さんは借りないけれど、できる範囲で管理しますという形ですね。</p>
<p>1 8 番</p>	<p>そうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見ご質問等がありましたらお願いします。 ないようですので採決をとります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請は3件。 【受付番号 15番～17番 議案書をもとに朗読と説明】</p>



議長	ありがとうございました。 15番の補足説明をお願いします。
15番	現場を見ました。横に用水があってそれが下まで繋がっていることもあり用水の取り扱いをどのようにするのか心配です。申請地の上の方に民宿があるのですが、屋根が落ちています。壊す方に相当費用がかかると思います。道から2段くらい高いところにありまして、駐車場にするのであれば申請地しかないのかなと思います。
議長	16番補足説明をお願いします。
14番	事務局の説明のとおりです。
議長	一時転用期間はいつまでですか。
事務局	3月1日から8月31日までの6ヶ月間です。
議長	17番は先ほどの説明のとおりです。
議長	推進委員の皆さんご意見ご質問等がありましたらお願いします。 他ご意見ご質問があればお願いします。
11番	15番の件です。すでに裁判所から許可が出ているのではないと思いますが、管理的なことは所有者はしていただけるということですか。日頃の管理のことです。
事務局	埼玉県の会社ですが、実際に長野県の遺品整理の仕事が増えているそうです。トラックなどで遺品を持ち運んで来たらそこで作業を行うので、年間のうち何日間はいるということですか。山林などはここで取り扱うものではないのでわかりません。
議長	現状は管理されていないということですね。
事務局	そうですね。民宿はずっと放置されたままです。
11番	そこは更地にするのですか。
事務局	その民宿だった建物の中で遺品の仕分け作業を行うと聞いています。相続財産管理人の弁護士は長野の弁護士ですが、裁判所の審判が先に下ってしまいます。こういう案件はほぼ弁護士が取り扱っています。弁護士は司法書士資格を業務の中でできます。弁護士が裁判所に申し立てをして審判が



	<p>でしてしまうケースが散見されます。審判が下ってしまったあとで、この農地をどうやって取得するのかと相談にみえます。なので、事務局は非常にやりにくいです。審判が下っているので、審判をもって許可するとは事務局もできないので、転用できる事業であれば転用として受けますとしています。</p>
議長	<p>この場合は別として、裁判所が決めても農地として使いようのない農地を取得できないということですね。登記上は仮登記しておくしかないのですね。</p>
事務局	<p>おそらく仮登記では裁判所は許してくれないかと思われます。相続財産の案件をいくつか預かっていますが、何件かは申請まで至っていません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見ご質問がありましたらお願いします。ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【 貸借 (中間管理) 受付番号 1番～65番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 66番～86番 議案書をもとに朗読と説明】</b></p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 推進委員の皆さんご意見ご質問ありましたらお願いします。 他にご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>
7番	<p>瑞穂の神戸で、〇〇という会社がありますが。</p>
事務局	<p>〇〇の代表は〇〇さんです。</p>





7番 議長	<p>わかりました。</p> <p>他にありませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」お読みいただき、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

1 7 番 \_\_\_\_\_ 齊藤 正人

2 番 \_\_\_\_\_ 高橋 政宏